

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
特別用途地区の変更（京都市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
らくなん進都産業集積地区		
第一種地区	約 52 ha	
第二種地区	約 161 ha	
第三種地区	約 29 ha	
第四種地区	約 79 ha	
合計	約 321 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、らくなん進都において、本社オフィスや生産、研究開発、物流施設等、京都にふさわしい産業の更なる集積を図るため、平成27年12月に定めた「らくなん進都鴨川以北産業集積地区」を「らくなん進都産業集積地区」に変更し、区域を拡大するものである。